

## 多野藤岡医療事務市町村組合人事行政の運営等の状況をお知らせします。

職員の給与、職員数及び勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

### 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 採用状況(令和元年度)

区分	採用者数(人)
一般行政職	3 (1)
医師職	22
薬剤師・医療技術職	6
看護・保健職	25
福祉職	0
技能労務職	0
計	56 (1)

※( )は藤岡市からの派遣等の人数

#### (2) 退職状況(令和元年度)

区分	退職者数(人)
一般行政職	0
医師職	30
薬剤師・医療技術職	6
看護・保健職	18
福祉職	0
技能労務職	2
計	56 (0)

※( )は藤岡市への派遣等の人数

#### (3) 部門別職員数の状況(各年4月1日:地方公共団体定員管理調査から)

部門	区分	職員数			対前年比較増減数		
		平成30年	令和元年	令和2年	平成30年	令和元年	令和2年
一般行政職		44	44	44	▲2	0	0
医師職		71	71	66	3	0	▲5
薬剤師・医療技術職		134	130	135	8	▲4	5
看護・保健職		318	317	332	▲4	▲1	15
福祉職		34	33	34	1	0	1
技能労務職		9	8	6	▲1	▲1	▲2
計		610	603	617	5	▲7	14

※藤岡市からの派遣職員を含み、藤岡市への派遣職員を除く。

### 人事評価の状況

#### (1) 評価の基準日及び対象期間

評価の種類	基準日	対象期間
能力評価	毎年10月1日	10月1日から翌年9月30日まで
業績評価	毎年10月1日・4月1日	4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年の3月31日まで

## (2) 被評価者及び評価者の区分

	被評価者	1次評価者	2次評価者
医療職 (一)	病院長 [A]	管理者	
	病院長補佐・副院長・ 統括部長 [B]	[A]	
	科長 [C]	[B]	[A]
	部長・医長・医員 [D]	[C]	[A]
医療職 (二)	部長	病院長補佐	病院長
	副部長・室長 (課長級)	部長	病院長補佐
	GL (係長級)	室長	部長
	一般職	GL	室長
医療職 (三)	部長	病院長補佐	病院長
	副部長	部長	病院長補佐
	看護師長 (課長級)	副部長	部長
	副看護師長 (係長級)	看護師長	副部長
	一般職	副看護師長	看護師長
行政職	部長	病院長	管理者
	次長・参事・課(室)長 (課長級)	部長	病院長
	課(室)長補佐・GL (係長級)	課(室)長	部長
	一般職	GL	課(室)長

## 職員の給与の状況

## (1) 職員給与費の状況

## ア 決算(病院事業)

区分	総費用(A)	純利益	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与比率 (B/A)
元年度	千円 11,574,919	千円 ▲287,314	千円 5,423,842	% 46.9

※「給与費」には、給料、手当を含みます。

## イ 予算(病院事業)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給 与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
2年度	578(17)	千円 2,137,926	千円 1,049,016	千円 883,009	千円 4,069,951	千円 6,841

※( )は再任用職員の数

## (2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(R2.4.1 現在)

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	326,220 円	384,887 円	45.9 歳

区分	医師職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	489,188 円	1,141,429 円	43.2 歳

区分	薬剤師・医療技術職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	284,831 円	343,130 円	36.7 歳

区分	看護職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	298,171 円	366,422 円	39.7 歳

区分	福祉職 <sup>※1</sup>		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	298,959 円	356,977 円	42.9 歳

※1 福祉職(介護福祉士、介護員、相談員)

区分	技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	318,467 円	362,961 円	49.2 歳

※平均給与額は、給料(基本給)に職員手当(扶養、通勤手当等)を加えた平均の額です。

## (3) 職員の初任給の状況(R2.4.1 現在)

区分		組合			国		
		給料表	初任給	給料月額	給料表	初任給	給料月額
事務職・福祉職	大学卒	行(一)	1-25	182,200 円	行(一)	1-25	182,200 円
	短大卒		1-13	160,100 円		1-13	160,100 円
技能労務職	高校卒		1-5	150,600 円		1-5	150,600 円
医師	医大卒	医(一)	1-29	344,800 円	医(一)	1-25	334,100 円
薬剤師・医療技術職	大学6卒	医(二)	2-15	210,500 円	医(二)	2-15	210,500 円
	大学卒		2-1	188,400 円		2-1	188,400 円
	短大3卒		1-17	177,400 円		1-17	177,400 円
	短大2卒		1-13	169,700 円		1-11	166,400 円
看護・保健職	大学卒	医(三)	2-13	215,200 円	医(三)	2-11	212,600 円
	短大卒		2-9	209,800 円		2-5	200,700 円

## (4) 一般行政職の級別職員数の状況(R2.4.1 現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		8級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	グループリーダー	課長補佐	課長	参事	次長	部長	
職員数	2人	6人	13人	11人	5人	5人	0人	1人	1人	44人
構成比	4.5%	13.6%	29.5%	25.0%	11.4%	11.4%	0%	2.3%	2.3%	100%

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## (5) 主な職員手当の状況(R2.4.1 現在)

期末・勤勉手当	区分		期末手当	勤勉手当	計
	支給割合	6月期	1.300月分	0.950月分	2.250月分
		12月期	1.300月分	0.950月分	2.250月分
		合計	2.600月分	1.900月分	4.500月分
役職段階別加算措置		有			

区分	内容	支給職員割合
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月額 6,500円</li> <li>・子 月額 10,000円</li> <li>・父母等 月額 6,500円</li> </ul> (被扶養者のうち15～22歳の者は5,000円加算)	39.1%
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家の場合</li> </ul> 月額 28,000円を限度に支給(家賃16,000円以下は支給なし)	22.5%
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者 運賃相当額を支給</li> <li>・自動車等使用者 通勤距離に応じて月額1,500円～31,600円</li> </ul>	90.6%
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理又は監督の地位にある職員に支給</li> </ul> 職務の級及び区分により、月額42,700円～146,400円	23.2%
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究手当 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に支給               <ul style="list-style-type: none"> <li>病院長・病院長補佐 月額60,000円</li> <li>副院長 月額50,000円</li> <li>部長 月額40,000円</li> <li>医長 月額30,000円</li> </ul> </li> <li>・放射線取扱手当 レントゲン技師又は放射線作業従事者に支給               <ul style="list-style-type: none"> <li>月額2,400円</li> </ul> </li> <li>・衛生検査物取扱手当 衛生検査技師又は衛生検査作業従事者に支給               <ul style="list-style-type: none"> <li>月額2,400円</li> </ul> </li> <li>・夜間看護手当 病棟に勤務する看護師、准看護師が深夜業務従事者に支給               <ul style="list-style-type: none"> <li>深夜勤務が深夜の全部を含む勤務(看護) 6,800円</li> <li>深夜勤務が深夜の全部を含む勤務 6,200円</li> <li>深夜勤務が4時間以上の場合 3,300円</li> <li>深夜勤務が2時間以上4時間未満の場合 2,900円</li> <li>深夜勤務が2時間未満の場合 2,000円</li> </ul> </li> <li>・感染症取扱手当 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条3項に定める感染症に汚染されている区域において従事したときに支給               <ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき290円</li> </ul> </li> <li>・感染症取扱手当(特例) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域において、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う業務に従事したときに支給               <ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき2,000円</li> <li>長時間にわたり接して行う業務に従事した場合</li> <li>1日につき4,000円</li> </ul> </li> <li>・診療取扱手当 正規の勤務時間外に診療業務等に従事したとき支給               <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の職にある職員 1時間につき3,000円(医員を除く。)</li> <li>ただし、多野藤岡医療事務市町村組合給与条例第14条の勤務を命じられた場合、1回につき24,000円を超えない範囲で支給</li> <li>医師以外の職にある職員 1回につき5,000円</li> </ul> </li> </ul>	70.0%

時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 時間給×125%(深夜 150%)</li> <li>・週休日 時間給×135%(深夜 160%)</li> <li>・1か月 60 時間を超えた場合 時間給×150%(深夜 175%)</li> </ul>	48.0%
---------	---	-------

#### 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### 職員の勤務時間

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

#### 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 服従規律の概要

服従の根本基準は、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならない」というものです。

##### (2) 分限・懲戒制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことにより行う処分。

懲戒処分とは、服従違反や不正行為による処分です。

\*分限処分者は1人(勤務成績不良による免職)。

\*懲戒処分者は該当ありませんでした。

#### 職員の退職管理の状況

退職年度	届出対象者数	営利企業等への従事者数 (届出対象者数のうち)
令和元年度	2人	0人

#### 職員の研修の状況

(令和元年度)

区分	受講者数	受講日数	内容
一般研修	152人	10日	新入職員、中級職員、管理者などの研修
特別研修	3, 259人	51日	保険診療研修、院内学会、情報・安全対策などの研修
派遣研修	829人	1, 156日	学会、診療報酬改定、地方公務員制度などの研修

#### 職員の福祉及び利益の保護の状況

##### (1) 安全衛生に関する事項

衛生管理者、産業医を選任。また、安全衛生委員会を設置し、職員の危険又は健康障害の防止、労働災害の原因調査や防止策などに努めています。

##### (2) 公務災害認定状況

職員が公務中に、負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。

\*令和元年度の公務災害認定は 9 件でした。

##### (3) 職員厚生

###### ①職員共済会

職員の福利厚生を図ることを目的として、多野藤岡医療事務市町村組合職員共済会を設置しています。

#### 助成等の状況

項目	金額等	備考
共済会に対する助成額	2,500 千円	
会員による掛金額	7,034 千円	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
共済会員数	632 人	令和 2 年 4 月 1 日現在
会員一人あたりの掛金額	11,129 円	

#### ②共済制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。本組合の共済制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

#### 公平委員会の業務の状況

##### (1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

\* 令和元年度は要求がありませんでした。

##### (2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他意に反して不利益な処分に関して、公平委員会に不服申し立てをすることができます。

\* 令和元年度は申し立てがありませんでした。